

平成 28 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ウォーターダイレクト
代 表 者 名 代表取締役 樋 口 宣 人
執行役員社長
(コード番号 : 2588 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員 長 野 成 晃
管理本部長
(TEL 03-5487-8101)

(訂正)新株予約権 (非上場) の株主割当て (無償割当て) に関するお知らせ

平成 28 年 4 月 15 日付で公表いたしました「新株予約権 (非上場) の株主割当て (無償割当て) に関するお知らせ」について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

1. 3 ページ 表内 (7) 新株予約権の行使条件

[訂正前]

本株式交換が効力発生することを行使条件とします。

[訂正後]

①本株式交換が効力発生することを行使条件とします。

②本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる (ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる) ものとします。

2. 3 ページ 2. 本株主割当ての日程 表内

[訂正前]

平成 28 年 4 月 17 日 (日) 新株予約権無償割当て基準日公告日

[訂正後]

平成 28 年 4 月 27 日 (水) 新株予約権無償割当て基準日公告日

3. 15 ページ 9. 新株予約権の譲渡制限

[訂正前]

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

[訂正後]

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合はこの限りでない。)

4. 15 ページ 10. 新株予約権証券

[訂正前]

当社は本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

[訂正後]

当社は、本新株予約権者から請求がない限り、本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。
なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権者は会社法第 290 条の請求をすることはできないものとする。

以 上